

香川県水産審議会条例

(設置)

第1条 水産に関する重要事項を審議するため、香川県水産審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項につき審議する。

- (1) 水産の基本計画に関する事項
- (2) 水産物の安定供給の確保に関する事項
- (3) 水産業の健全な発展に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、水産に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 市町の長又は職員
- (2) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会その他の漁業団体の役職員
- (3) 漁村の青年女性組織の代表者
- (4) 海区漁業調整委員会の委員
- (5) 漁業金融機関の役職員
- (6) 消費者の意見を代表する者
- (7) 水産に関し、学識経験のある者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第5条 審議会に、専門の事項を審議するため、専門委員を置く。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって、これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会を招集し、その会議の議長となる。

(幹事)

第9条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、委員及び専門委員を補佐する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年3月27日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年10月17日条例第60号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例(昭和32年香川県条例第43号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)